

薬 第 **1784** 号 令和2年8月**26**日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物 の指定について(通知)

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例(平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。)により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和2年8月 **26** 日付けで新たに知 事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会(組合)員に周知いただきますようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる5物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) [1-(シクロヘキシルメチル) -1 H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類【通称名】CHM-081
- (2) 2 (2, 5 ジメトキシ- 4 メチルフェニル) 2 メトキシエタンアミン及びその塩類

【通称名】BOD、 β —METHOXY—2C—D

(3) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル) ピペリジン-4-イル] -2-メチルプロパンアミド及びその塩類

【通称名】Isobutyrylfentanyl

(4) N - $\{1-[2-(フラン-2-1)]$ エチル] ピペリジン-4-1 - N - フェニルプロパンアミド及びその塩類

【通称名】Furanylethylfentanyl、FUEF

(5)4一メチル―1一フェニル―2―(ピロリジン―1一イル)ペンタン―1一オン及びその塩類

【通称名】 α —P i H P 、 α —P H i P

- (6)(1)から(5)までに掲げる物のいずれかを含有する物
- 2. 施行期日 令和2年8月**27**日

健康医療部

生活衛生室薬務課

麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078 (直通)

FAX: 06-6944-6701